

# 岡崎市議会議案

令和 8 年 6 月 定例会



## 令和 8 年 6 月 岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
承認 2	岡崎市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について	5
77	特定事業の契約の変更について（南公園整備事業）	9
78	物品の取得について（救急自動車）	11
79	物品の取得について（小型動力ポンプ軽積載車）	13
80	物品の取得について（小型動力ポンプ付積載車）	15
81	物品の取得について（タブレット端末）	17
82	岡崎市市税条例の一部改正について	19
83	岡崎市子ども医療費助成条例の一部改正について	27
84	岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部改正について	29
85	岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について	33
86	岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について	35
87	アジア・アジアパラ競技大会の開催に伴う病院の料金の特例に関する条例の制定について	37
88	岡崎市病院事業の料金に関する条例の一部改正について	39
89	令和 8 年度岡崎市一般会計補正予算（第 2 号）	41
90	令和 8 年度岡崎市一般会計補正予算（第 3 号）	47
91	令和 8 年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）	57
92	令和 8 年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算（第 1 号）	63
93	令和 8 年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算（第 1 号）	67



令和 8 年承認第 2 号

岡崎市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏



## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

### 岡崎市市税条例の一部を改正する条例

岡崎市市税条例（昭和25年岡崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。  
第75条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第75条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項を同条第2項とする。

第75条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第75条の2第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第75条の4から第75条の9までを次のように改める。

第75条の4から第75条の9まで 削除

第75条の10の見出し、同条第1項及び第2項、第76条（見出しを含む。）、第77条の見出し、同条第1項及び第2項、第79条（見出しを含む。）、第80条の見出し、第81条の見出し並びに第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第84条第2項中「第75条第3項ただし書」を「第75条第2項ただし書」に改め、同条第4項第3号中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第4条の5から第4条の9までを削る。

附則第5条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の

規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第5条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岡崎市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

3 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(岡崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 岡崎市市税条例の一部を改正する条例（平成26年岡崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

令和8年第77号議案

特定事業の契約の変更について

令和6年12月20日議決「特定事業の契約の変更について（南公園整備事業）」を経て締結した特定事業の契約について、次のように変更するものとする。

令和8年6月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

「4 契約金額」中「7,557,023,383円」を「7,549,564,918円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により必要があるによる。



物品の取得について

次のとおり、物品を買い入れるものとする。

令和8年6月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 買入目的  
救急業務の用に供するため
- 2 買入物品  
救急自動車 2両
- 3 契約方法  
指名競争入札
- 4 買入金額  
42,790,000円
- 5 納品期限  
令和9年3月31日
- 6 契約の相手方  
名古屋市熱田区桜田町20番34号  
日産愛知販売株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。



物品の取得について

次のとおり、物品を買い入れるものとする。

令和8年6月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 買入目的  
消防業務の用に供するため
- 2 買入物品  
小型動力ポンプ軽積載車 8両
- 3 契約方法  
指名競争入札
- 4 買入金額  
32,108,800円
- 5 納品期限  
令和9年3月31日
- 6 契約の相手方  
半田市亀崎町十丁目15番地  
有限会社江川工業所

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。



物品の取得について

次のとおり、物品を買い入れるものとする。

令和8年6月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 買入目的  
消防業務の用に供するため
- 2 買入物品  
小型動力ポンプ付積載車 2両
- 3 契約方法  
指名競争入札
- 4 買入金額  
31,631,320円
- 5 納品期限  
令和9年3月31日
- 6 契約の相手方  
名古屋市中区金山二丁目1番5号  
平和機械株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。



物品の取得について

次のとおり、物品を買い入れるものとする。

令和8年6月1日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 買入目的  
学校の用に供するため
- 2 買入物品  
タブレット端末 15,454台
- 3 契約方法  
随意契約
- 4 買入金額  
919,667,540円
- 5 納品期限  
令和9年3月31日
- 6 契約の相手方  
名古屋市中区大須四丁目9番60号  
愛知県GIGAスクール共同事業体  
代表者 NTT西日本株式会社 東海支店

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。



岡崎市市税条例の一部改正について

岡崎市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市市税条例の一部を改正する条例

岡崎市市税条例（昭和 25 年岡崎市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 項ただし書中「及び第 26 条の 3 第 1 項」を「並びに第 26 条の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 26 条の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 26 条の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 20 条第 1 項第 1 号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第 42 条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る

所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第20条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障がい者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第26条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障がい者又はその他の障がい者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他地方税法施行規則で定める事項

第34条の2第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第49条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第3条の2中「分配をいう。以下この条において同じ。）」の次に「、金銭の分配(同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。))」を加え、同条第1号中「剰余金の分配」の次に「、金銭の分配」を加える。

附則第3条の3の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第3条の3 削除

附則第3条の4に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改める。

附則第3条の6中「又は附則第17条第1項」を「、附則第16条の2の3第1項又は附則第17条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第3条の7中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第4条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第3条の3第1項」を削る。

附則第4条の4中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第5条の4第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イからニまで」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロからニまで」を「附則第15条第24項第3号イ及びロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第4号」に、「7分の6」を「4分の3」に改め、同条第6項から第8項までを削り、同条第9項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第10項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第11項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第12項を第9項とし、第13項を第10項とし、同条に次の1項を加える。

11 法附則第15条の11第1項の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第5条の5第7項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第13項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第14項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第

3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第 14 条の 3 第 3 項第 2 号、第 14 条の 4 第 3 項第 2 号及び第 15 条第 3 項第 2 号中「、附則第 3 条の 3 第 1 項」を削る。

附則第 15 条の 2 第 1 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改め、同条第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 16 条第 5 項第 2 号及び第 16 条の 2 第 3 項第 2 号中「、附則第 3 条の 3 第 1 項」を削る。

附則第 16 条の 2 の 2 の次に次の 1 条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 16 条の 2 の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 31 条の 2 及び第 32 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 31 条の 3 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に

相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第31条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条、第34条の2、附則第3条の2及び附則第3条の4の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項前段、附則第3条の2及び附則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、附則第3条の2各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

附則第17条第2項第2号中「、附則第3条の3第1項」を削る。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第25条第1項ただし書、第26条の2及び第26条の3の改正規定並びに附則第3条の4の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）及び附則第3条の7の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第49条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の2第2項の改正規定並びに附則第3条の6の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第4条の4の改正規定及び附則第15条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第3条の6の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第16条の2の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の岡崎市市税条例（以下「新条例」という。）第26条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第26条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の岡崎市市税条例第26条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の岡崎市市税条例附則第3条の4の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の岡崎市市税条例附則第3条の6の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第15条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第15条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第16条の2の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第49条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、地方税法等の一部改正に伴い、市税の課税の適正化を図る等の必要があるによる。



岡崎市子ども医療費助成条例の一部改正について

岡崎市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

岡崎市子ども医療費助成条例（昭和 47 年岡崎市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「(特定子どもを除く。)」を削り、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「(特定子どもを除く。)」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条中第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

市は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げる子どもに係る医療に要する費用を助成する。

- (1) 保護者 その監護する子ども
- (2) 保護者のない高校生等 当該高校生等

第 3 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 3 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「前条第 3 項第 2 号」を「前条第 2 項第 2 号」に改める。

第 4 条第 1 項中「保護者」の次に「又は保護者のない高校生等」を加え、「(高校生等を除く。)」を削る。

第 5 条第 1 項中「(高校生等及び特定子どもを除く。)」及び「。次項において同じ。」を削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、「又は保護者等」を削り、同項を同条第 2 項とする。

第 6 条第 1 項中「受給資格者が」を「受給資格者である保護者が」に改め、「監護する子ども」の次に「又は受給資格者である保護者のない高校生等」を加

える。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡崎市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に要する費用の助成について適用し、同日前に受けた医療に要する費用の助成については、なお従前の例による。

#### (理由)

この条例案を提出したのは、子育て世代の経済的な負担軽減と子どもの健康を確保することで、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを推進するため、現在中学生までとしている通院に係る医療費助成の対象者を、高校生世代までに拡大する必要があるによる。

岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部改正について

岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例

(岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第 1 条 岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 31 年岡崎市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項に定める者については、1 人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 10 条に次の 1 項を加える。

12 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附則第2項中「第5条」を「第5条第1項及び第2項」に改める。

附則第5項中「第5条各項」を「第5条第1項及び第2項」に改める。

附則第7項の表中

「

附則第3項	第5条第1項に定める者	幼稚園教員等免許状所持者
-------	-------------	--------------

」

を

「

第5条第3項	第5条第1項に定める者	特定理学療法士等
附則第3項	第5条第1項に定める者	幼稚園教員等免許状所持者

」

に、「第5条各項」を「第5条第1項及び第2項」に改める。

附則第9項中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とし、附則第7項の次に次の1項を加える。

8 第5条第3項及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（第5条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（令和6年岡崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第4条第1項」を「第4条第1項第1号」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 子どもに対する教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教

育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の第4条第1項第2号の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第4条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第10条に1項を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

#### (理由)

この条例案を提出したのは、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件について基準となる告示の一部改正に伴い、認定こども園における子どもの保育に従事する職員の配置数の算定対象に特定理学療法士等を加える等する必要があるによる。



岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年岡崎市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「による省令」の次に「第 33 条及び」を、「については」の次に「、省令第 33 条第 3 項中「前項」とあるのは「岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年岡崎市条例第 35 号。以下「条例」という。）第 5 条」と」を加え、「岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年岡崎市条例第 35 号。以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

(岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年岡崎市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「当分の間」を「令和 10 年 3 月 31 日までの間」に改め、「第 5 条の規定」の次に「(満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）」を加える。

附則に次の 1 項を加える。

3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第 5 条の規定（満 4 歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、適用しない。こ

の場合において、この条例による改正前の第5条の規定（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （理由）

この条例案を提出したのは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、3歳児の職員配置の改善に係る経過措置の終期を定める等の必要があるによる。

岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年岡崎市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 5 第 2 項に定める者については、1 人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下この項において「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第 2 項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。附則第 3 項中「第 9 条まで」を「第 10 条まで」に改め、「に定める者につい

て」を削り、「第5条第3項の表備考第1号に定める者による」を「同表備考第1号」に、「同項に定める者による」を「同項」に改め、「第9条中」の次に「第5条第3項の表備考第5号」とあるのは「条例第3条第5項」と、」を、「同条第1項」と」の次に「、命令附則第10条中「第5条第3項の表備考第5号」とあるのは「条例第3条第5項」と、「同表備考第1号」とあるのは「条例第3条第2項」と、「同表備考第5号ただし書」とあるのは「同条第5項ただし書」と」を加える。

（岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年岡崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第3条第1項」を「第3条第1項第1号」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の第3条第1項第2号の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第3条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （理由）

この条例案を提出したのは、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園における園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置数の算定対象に、特定理学療法士等を加える等する必要があるによる。

アジア・アジアパラ競技大会の開催に伴う病院の料金の特例に関する条例の制定について

アジア・アジアパラ競技大会の開催に伴う病院の料金の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

アジア・アジアパラ競技大会の開催に伴う病院の料金の特例に関する条例

令和 8 年に開催される愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会の選手その他の関係者のうち市長が定める者が受けた医療（市長が定める期間内に受けたものに限る。）に係る料金については、岡崎市病院事業の料金に関する条例（平成 10 年岡崎市条例第 19 号）第 2 条第 1 項第 7 号中「1.1」とあるのは「3.3」と、「得た」とあるのは「得た額（その額に 5 円以上 10 円未満の端数を生じたときは、これを 10 円に切り上げた額）の範囲内で市長が定める」と、同条第 3 項中「又は第 7 号の」とあるのは「の」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、岡崎市民病院が、アジア・アジアパラ競技大会の大会指定病院として選手その他の関係者に対して医療を提供するに当たり、その料金の特例を定める必要があるによる。



岡崎市病院事業の料金に関する条例の一部改正について

岡崎市病院事業の料金に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市病院事業の料金に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市病院事業の料金に関する条例（平成 10 年岡崎市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「算定した額」の次に「（無痛分べんに係る硬膜外麻酔その他の市長が定める医療に係る額を控除した額）」を加える。

別表第 1 助産料の項の次に次のように加える。

無痛分べん料	1 件につき 123,000 円
--------	------------------

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、無痛分べんの提供を開始することに伴い、その料金を定める必要があるによる。



令和 8 年度岡崎市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度岡崎市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 805,811 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 156,761,139 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
21	繰越金	1	233,811	233,812
	1 繰越金	1	233,811	233,812
23	市債	4,557,000	572,000	5,129,000
	1 市債	4,557,000	572,000	5,129,000
	歳入合計	155,955,328	805,811	156,761,139

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7	商工費	3,225,173	446	3,225,619
	1 商工費	3,225,173	446	3,225,619
8	土木費	23,282,990	805,365	24,088,355
	3 道路橋りょう費	4,296,051	805,365	5,101,416
	歳出合計	155,955,328	805,811	156,761,139

第2表 地方債補正  
変更

起債の目的	補		正		前	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
道路整備事業費	1,230,000 千円	普通貸借又は証券発行	7.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。		
計	4,557,000					

補	正		後
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千 1,802,000	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し
5,129,000			



令和 8 年度岡崎市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度岡崎市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 483,181 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 157,244,320 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	27,206,659	37,289	27,243,948
	2 国庫補助金	4,670,030	37,289	4,707,319
17	県支出金	12,830,981	8,125	12,839,106
	2 県補助金	4,281,236	8,125	4,289,361
18	財産収入	2,261,841	2,110	2,263,951
	2 財産売払収入	1,182,405	2,110	1,184,515
19	寄附金	623,745	25,312	649,057
	1 寄附金	623,745	25,312	649,057
20	繰入金	8,504,079	128,580	8,632,659
	2 基金繰入金	8,347,929	128,580	8,476,509
21	繰越金	233,812	322,943	556,755
	1 繰越金	233,812	322,943	556,755
22	諸収入	5,599,501	12,822	5,612,323
	5 雑入	3,963,849	12,822	3,976,671
23	市債	5,129,000	△54,000	5,075,000
	1 市債	5,129,000	△54,000	5,075,000
	歳入合計	156,761,139	483,181	157,244,320

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	14,373,715	9,097	14,382,812
	1 総務管理費	9,116,011	3,367	9,119,378
	2 総務諸費	2,849,407	5,730	2,855,137
3	民生費	68,880,105	108,931	68,989,036
	1 社会福祉費	17,187,998	1,377	17,189,375
	3 児童福祉費	32,964,832	11,112	32,975,944
	4 生活保護費	5,839,390	96,442	5,935,832
4	衛生費	16,543,532	54,589	16,598,121
	1 保健衛生費	5,573,003	32,388	5,605,391
	2 衛生諸費	4,486,289	975	4,487,264
	3 環境費	1,681,628	21,226	1,702,854
5	労働費	102,669	3,000	105,669
	1 労働諸費	102,669	3,000	105,669
6	農林業費	1,739,800	18,902	1,758,702
	1 農業費	709,621	17,016	726,637
	2 農業基盤整備費	694,022	126	694,148
	3 林業費	336,157	1,760	337,917
7	商工費	3,225,619	8,130	3,233,749
	1 商工費	3,225,619	8,130	3,233,749
8	土木費	24,088,355	161,464	24,249,819
	5 都市計画費	10,295,688	151,954	10,447,642
	6 公園緑地費	4,394,705	9,510	4,404,215
10	教育費	15,655,690	119,068	15,774,758
	2 小学校費	1,794,873	20,013	1,814,886
	4 学校教育費	6,726,221	77,442	6,803,663
	5 社会教育費	2,389,842	406	2,390,248

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 保健体育費	千円 799,160	千円 21,207	千円 820,367
	歳出合計	156,761,139	483,181	157,244,320

第2表 継続費補正  
変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	5 都 市 計画費	東阿知和 橋（青木 川）整備 事業	千円 433,400	令和6年度	千円 23,540	千円 490,601	令和6年度	千円 23,540
				令和7年度	27,027		令和7年度	27,027
				令和8年度	84,293		令和8年度	90,985
				令和9年度	298,540		令和9年度	349,049

第3表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
8 土木費	5 都市計画費	スマートインターチェンジ整備事業	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: right;">258,811</p>

第4表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
阿知和地区工業団地関連道路等 整備に要する経費	令和9年度	<div style="text-align: right;">                     千円                      153,505                 </div>

第5表 地方債補正  
変更

起債の目的	補		正	前
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
スマートインターチェンジ整備事業費	千円 145,000	普通貸借又は証券発行	7.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
公園整備事業費	507,000			
計	5,129,000			

補	正		後
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千 150,000	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し
448,000			
5,075,000			



令和 8 年第 91 号議案

令和 8 年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算  
(第 1 号)

令和 8 年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)  
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 666,446 千円を追加し、歳入歳  
出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,593,447 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳  
入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	512,000	446	512,446
	1 一般会計繰入金	512,000	446	512,446
3	市債	7,415,000	666,000	8,081,000
	1 市債	7,415,000	666,000	8,081,000
	歳入合計	7,927,001	666,446	8,593,447

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	工業団地造成費	7,418,686	666,446	8,085,132
	1 工業団地造成費	7,418,686	666,446	8,085,132
	歳出合計	7,927,001	666,446	8,593,447

第2表 地方債補正  
変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業団地造成事業費	千円 7,415,000	普通貸借	7.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

補	正		後
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千冊 8,081,000	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し



令和 8 年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度岡崎市の額田北部診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ975千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108,535千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	13,102	975	14,077
	1 一般会計繰入金	13,102	975	14,077
	歳入合計	107,560	975	108,535

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	53,743	975	54,718
	1 総務管理費	53,743	975	54,718
	歳出合計	107,560	975	108,535



令和 8 年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度岡崎市の宮崎財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 126 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 113 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 1 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	1	127	128
	1 繰越金	1	127	128
5	諸収入	2	△1	1
	1 雑入	2	△1	1
	歳入合計	7,987	126	8,113

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,459	126	3,585
	1 総務管理費	3,459	126	3,585
	歳出合計	7,987	126	8,113